

水道水等に含まれる放射性物質の測定状況

山形市上下水道部では、水を安心してお使いいただけるように、徹底した水質管理のもとで安全性を確認しています。

浄水処理した水道水および原水（水道水の原料となる河川水等）にかかる放射性物質の測定を行いましたので、その結果をお知らせいたします。

測定頻度は、水道水（浄水）及び原水共に3ヶ月に1回となっております。（厚生労働省の通知に基づき、測定頻度を設定しております。）

1 測定結果

いずれの測定結果においても不検出となっております。

今後とも安全性を確保するため定期的な測定を継続し、基準に基づいて適切に対応してまいります。

浄水場名	検体区分	採取日	結果判明日	放射性セシウム(ベクレル/kg)		
				セシウム-134	セシウム-137	合計
見崎浄水場	水道水	5月12日	5月13日	不検出(<0.47)	不検出(<0.58)	不検出
		8月4日	8月4日	不検出(<0.58)	不検出(<0.66)	不検出
	水道原水 (最上川)	5月12日	5月13日	不検出(<0.47)	不検出(<0.64)	不検出
		8月4日	8月4日	不検出(<0.68)	不検出(<0.58)	不検出
松原浄水場	水道水	5月13日	5月13日	不検出(<0.45)	不検出(<0.58)	不検出
		8月5日	8月5日	不検出(<0.63)	不検出(<0.48)	不検出
	水道原水 (蔵王ダム)	5月13日	5月13日	不検出(<0.52)	不検出(<0.53)	不検出
		8月5日	8月5日	不検出(<0.60)	不検出(<0.58)	不検出
東沢浄水場	水道水	5月13日	5月13日	不検出(<0.60)	不検出(<0.48)	不検出
		8月5日	8月5日	不検出(<0.52)	不検出(<0.51)	不検出
	水道原水 (不動沢)	5月13日	5月13日	不検出(<0.60)	不検出(<0.48)	不検出
		8月5日	8月5日	不検出(<0.52)	不検出(<0.51)	不検出
南部浄水場	水道水	5月13日	5月14日	不検出(<0.56)	不検出(<0.48)	不検出
		8月5日	8月6日	不検出(<0.51)	不検出(<0.60)	不検出
	水道原水 (蔵王ダム)	松原浄水場の水道原水(蔵王ダム)と共通のため省略				
南部浄水場	水道水	5月7日	5月8日	不検出(<0.38)	不検出(<0.51)	不検出
		8月12日	8月12日	不検出(<0.60)	不検出(<0.64)	不検出
	水道原水 (又治窪沢川)	5月7日	5月8日	不検出(<0.60)	不検出(<0.69)	不検出
		8月12日	8月12日	不検出(<0.60)	不検出(<0.49)	不検出

山寺浄水場	水道水	5月13日	5月14日	不検出(<0.67)	不検出(<0.62)	不検出
		8月5日	8月6日	不検出(<0.60)	不検出(<0.51)	不検出
	水道原水 (仙山トンネル 湧水・深井戸)	表流水の影響を受けにくい水源を利用している場合、水道水又は水道原水のどちらかを省略する事ができるため、水道原水を測定していない。				
蔵王温泉 浄水場	水道水	5月7日	5月8日	不検出(<0.59)	不検出(<0.56)	不検出
		8月12日	8月13日	不検出(<0.52)	不検出(<0.56)	不検出
	水道原水 (カリージャ 川)	5月7日	5月8日	不検出(<0.45)	不検出(<0.62)	不検出
		8月12日	8月13日	不検出(<0.49)	不検出(<0.48)	不検出
	水道原水 (深井戸)	表流水の影響を受けにくい水源を利用している場合、水道水又は水道原水のどちらかを省略する事ができるため、水道原水を測定していない。				
蔵王堀田 浄水場	水道水	5月7日	5月8日	不検出(<0.56)	不検出(<0.53)	不検出
		8月12日	8月13日	不検出(<0.64)	不検出(<0.58)	不検出
	水道原水 (湧水)	5月7日	5月8日	不検出(<0.66)	不検出(<0.69)	不検出
		8月12日	8月12日	不検出(<0.51)	不検出(<0.74)	不検出
広域水道受水 (西川浄水場)	水道水	<u>山形県企業局にて測定を実施</u> (https://www.pref.yamagata.jp/ou/kigyo/500020/publicfolder201906041848035598/gensui.html)				

※測定機関：一般財団法人山形県理化学分析センター

※測定機器：ゲルマニウム半導体検出器

※(<○.○○)は検出下限値(限界値)を示す

2 水道水等の取扱いに関する法令等および基準

・食品衛生法

・水道水中の放射性物質に係る管理目標値の設定等について(厚生労働省通知 平成24年3月5日付け)

放射性セシウムの基準値 (セシウム134および137の合計値)

飲料水	10ベクレル/kg
-----	-----------